

別表1 平成19年度税率等

	課税の対象	医療分税率等	介護分税率等
所得割額	平成18年中の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額	5.00%	1.05%
均等割額	加入者1人当たり(年間)	2万3,400円	7,500円
平等割額	一世帯当たり(年間)	1万2,000円	3,000円
課税限度額(～の合計額が右の額を超えた時)		53万円	8万円

所得割額の計算は国民健康保険に加入している人の前年(1月～12月)中の所得を確認して課税計算します。

別表1-2 保険税の計算例

加入世帯の状況
加入人数=夫、妻、子の3人(夫は介護保険第2号被保険者に該当)
総所得金額等=249万円(夫の給与所得187万円、妻のアルバイト所得62万円、子は無所得)

所得割額	医療分の課税対象額 (総所得金額等) (基礎控除)		計183万円
	夫(187万円)	- (33万円)	
	妻(62万円)	- (33万円)	= 29万円
所得割額	介護分の課税対象額 (介護該当者の総所得金額等) (基礎控除)		計154万円
	夫(187万円)	- (33万円)	
	医療分(A)	介護分(B)	
	183万円×5%=9万1,500円	154万円×1.05%=1万6,170円	
均等割額	2万3,400円×3人=7万200円		7,500円×1人=7,500円
平等割額	一世帯につき=1万2,000円		一世帯につき=3,000円
小計(～の合計金額)100円未満切捨て	17万3,700円(A)		2万6,600円(B)
	国民健康保険税額 医療分(A) + 介護分(B) = 20万300円		

別表2 一定所得以下の世帯の保険税(均等割額と平等割額の軽減割合)

区分	軽減割合
世帯主と他の加入者の平成18年中の総所得等の合計額が33万円以下の世帯	6割
33万円+(24万5,000円×世帯主以外の加入者人数)以下の世帯	4割

別表2-2 均等割額と平等割額が6割の軽減となる保険税の計算例

加入世帯の状況
加入者人数=1人(一人世帯で、介護保険第2号被保険者に該当)
総所得金額等=0円

所得割額	医療分(A)		介護分(B)	
		0円	0円	0円
均等割額	2万3,400円×1人=2万3,400円 6割軽減後 9,360円		7,500円×1人=7,500円 6割軽減後 3,000円	
平等割額	一世帯につき=1万2,000円 6割軽減後 4,800円		一世帯につき=3,000円 6割軽減後 1,200円	
小計(～の合計金額)100円未満切捨て	1万4,100円(A)		4,200円(B)	
	国民健康保険税額 医療分(A) + 介護分(B) = 1万8,300円			

平成18年中の所得が33万円を超える人と前年の所得を申告していない人は減額の対象にはなりません。

国民健康保険税 納税通知書を発送します

7月4日に平成19年度の国民健康保険の納税通知書を世帯主の方へお送りします。

国民健康保険税は、医療分と40歳以上65歳未満の方の介護分の合計が月割りで課税されます。

国民健康保険税のうち、医療分は医療費に充てられ、介護分は介護納付金として国に支払われます。

なお、町田市は、地方税法の定めにより賦課を行っています。

【国民健康保険税納税通知書について】
今回の納税通知書は、5月末日までの手続き内容及び5月末日までに国民健康保険に加入した前年所得をもとに算定されています。従って、手続き日が6月以降の加入・脱退や国民健康保険で6月以降に把握した所得内容は反映されていません。

せん。それらを反映した納税通知書は、8月中旬にお送りします。

【口座振替をご利用下さい】
保険税のお支払いは便利な口座振替をご利用下さい。

「町田市税口座振替申込書」は市内の金融機関及び郵便局にあります。被保険者証または納税通知書・通帳・通帳印をお持ちになり金融機関等でお申し込み下さい。

なお、口座振替をお申し込みいただいた後、手続きが完了するまでに1～2か月を必要とします。

後日、口座からの引落とし開始期をお手紙でご連絡しますので、それまでの間は、納税通知書により金融機関等の窓口でお支払い下さい。

【税制改正による保険税への影響】
平成18年度の地方税制改正により、65歳以上の方の公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額が縮小されました。

そのことによる国民健康保険税の急激な負担の増加に配慮するため公的年金等控除額の見直しの影響を受ける被保険者(昭和15年1月1日以前生まれの方)の所得割額の算定および均等割額・平等割額の軽減判定をする際、公的年金等所得から特別控除(19年度7万円)が適用されます。

お問い合わせ先 国民健康保険課
資格と課税について 国保加入係 ☎724・2124
納税について 納付係 ☎724・2125
医療の給付について 国保給付係 ☎724・2130

介護保険料 納入通知書を送付します

7月2日に65歳以上の方(第1号被保険者)へ平成19年度介護保険料の通知書をお送りします。

介護保険は、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方(第1号被保険者)が納めていただく保険料のほか、40歳～64歳までの方(第2号被保険者)が医療保険で負担する支払い基金からの交付金、国・都・市からの公費(税金)で賄っています(「表1」)。

皆さんのお支払いになる保険料が、皆さんの介護を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料額

保険料は、今年度の市民税課税状況等に応じて、基準額をもとに7段階に設定されています(「表2」)。

介護保険料の納め方

年金からの天引きによる納付(特別徴収)

65歳以上で、老齢・退職・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している方は、年金保険者からの通知に基づいて、あらかじめ年金から差し引かれて納付されます。納付に際しての特別な手続きは不要ですが、今回の通知に今年度の介護保険料が記載されていますので、天引き額と併せてご確認ください。

(表1) 介護保険の財源

保険給付(居宅)	国		都		市		第2号被保険者	第1号被保険者
	20.82%	12.50%	12.50%	31.00%	23.18%			
保険給付(施設)	15.82%	17.50%	12.50%	31.00%	23.18%			
介護予防事業	25.00%	12.50%	12.50%	31.00%	19.00%			
包括的支援任意事業	40.50%		20.25%	20.25%	19.00%			

(表2) 平成18～20年度 介護保険料

年額保険料は、月額基準額4,700円に保険料率を乗じ、12か月分にしたものです(100円未満の端数切捨て)。

平成17年度の税制改正で、老年者の非課税措置が廃止されたこと等により、介護保険料の段階が第4・5段階に上昇する方で、要件に該当する方は、平成18・19年度の介護保険料が軽減されます(激変緩和措置)。

段階	要件	保険料率
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	年額保険料
		基準額×0.45 25,300円
第2段階	同一世帯で、本人を含む世帯全員が市民税非課税で、前年の課税対象となる公的年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の場合	基準額×0.50 28,200円
		基準額×0.70 39,400円
第3段階	同一世帯で、本人を含む世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階以外の場合	基準額×1.00 56,400円
第4段階	本人が市民税非課税で、第1～3段階以外の方	基準額×1.25 70,500円
第5段階	前年の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.50 84,600円
第6段階	前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満	基準額×2.00 112,800円
第7段階	前年の合計所得金額が500万円以上	

7月2日に65歳以上の方(第1号被保険者)へ平成19年度介護保険料の通知書をお送りします。

介護保険は、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方(第1号被保険者)が納めていただく保険料のほか、40歳～64歳までの方(第2号被保険者)が医療保険で負担する支払い基金からの交付金、国・都・市からの公費(税金)で賄っています(「表1」)。

皆さんのお支払いになる保険料が、皆さんの介護を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料額

保険料は、今年度の市民税課税状況等に応じて、基準額をもとに7段階に設定されています(「表2」)。

納付書・口座振替による納付(普通徴収)

特別徴収にならない方は、納付書により各納期限までに最寄りの銀行・郵便局または市役所・各市民センターで納めていただきます。

口座振替用の通知書が届いた方は、登録された口座から各納期限に介護保険料を引き落とします。

次のような理由で介護保険料を納めることが困難な場合にはご相談下さい。

- 災害により住宅等に著しい損害を受けた場合
- 世帯の生計を主として維持する者が失業などにより、収入が著しく減少した場合
- 生活が著しく困難している場合等(介護保険料段階が第1～3段階で、収入が生活保護基準以下など、各種要件をすべて満たしていることが必要です)

介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)として徴収されます。保険料額や計算方法は加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

問 高齢者福祉課
☎721・3110

保険料の減免

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料について